国保のお知らせ

国保医療係　　内線341

保険税の納付忘れはありませんか？

新年度になり、転入・転出・入社・大学入学などが多くなり、国保資格の加入・喪失などの手続きについて、お知らせいたします。

■国保に加入または、やめる場合

会社の健康保険をやめた時は、「印鑑」と「資格喪失証明書や離職票」といった健康保険の資格喪失がわかるものをご持参のうえ、加入手続きをしてください。

新篠津村に転入、また転出されるときは、転入・転出の手続きを済まされてから、国保の加入手続きをしてください。

■他の健康保険に加入した場合

自動的には国保資格は喪失しませんので、必ず届出が必要です。新しく加入した健康保険の保険証（加入者全員分）と現在、お持ちの国保被保険者証を持参して手続きをしてください。国保資格喪失後も国保証で受診された場合は、国保が負担した医療費を後日返還していただく場合があります。

■学生の方が転出される場合

国保に加入されている就学中の方が転出される場合、学生の間は引き続き国保にご加入することとなりますが、届出が必要になります。在学証明書や学生証などの身分が証明できるものと、認印・現在お持ちの国保証を持参して手続きをしてください。

また、現在この学生特例に該当されている方が、卒業や他の健康保険に加入した場合は、国保から脱退する手続きが必要となりますので、必ず届出をしてください。

運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様の代表として、制度の運営に関する重要事項をご審議していただく運営協議会委員を募集しています。

【応募資格】道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除く）
【応募人数】5名
【任　　期】平成26年7月から2年間（開催は年3～4回を予定しています）
【応募方法】北海道後期高齢者医療広域連合及び住民課国保医療係の窓口にある応募要領を参照してください
【応募締切】平成26年4月30日（水）
【選　　考】選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します
【報酬など】１日につき５，０００円の支給します
【問合せ先】北海道後期高齢者医療広域連合☎011-291-5601

４月のリサイクル回収日！

※各家庭でのごみの焼却は違法です。絶対に行わないでください。

４月１日 （自治会館での集団回収から戸別収集に変わりました。）	４月３日 （自治会館での集団回収から戸別収集に変わりました。）	４月９日、２３日	４月１６日 （自治会館での集団回収から戸別収集に変わりました。）
基線、宍粟、下達布、袋達布、中篠津、新西篠津、西篠津、西原、中原、川下、上達布の一部、平安の一部、豊野の一部	新高倉、拓新、武田、新樺、西高倉、基線の一部、豊野の一部、新湧の一部、西篠津の一部	中　央	新湧、北新、高倉、川上、上篠津、豊ヶ丘、沼の端、上達布、平安、豊野

住宅用火災警報器を設置しましょう！